

「人権教育・啓発に関する愛知県行動計画（改定版）」（案）に対する県民の皆様の御意見と県の考え方

I 基本的な考え方

3 人権教育・啓発の推進にあたっての基本的な考え方

主な意見	県の考え方（案）
（3）少数者、少数意見への配慮の文章について、表現を工夫できないか。例「（略）社会的な問題ですが、基本的人権の尊重に立って、少数者を尊重し・・・（略）」	いただいた御意見により、よりわかりやすい表現に修正しました。

II あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

3 企業等事業所における人権教育・啓発の推進

主な意見	県の考え方（案）
国連では2011年に「ビジネスと人権に関する指導原理」が採択されています。過労死撲滅のため、この指導原理に基づいた行動計画としていただきたい。	「過労死」については、本文中の、「II あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進、3 企業等事業所における人権教育啓発の推進、（1）現状と課題」の中で記載することとし、企業等での啓発に努めてまいります。

III 重要課題への対応

1 女性

主な意見	県の考え方（案）
（2）②女性に対する暴力の根絶 暴力の背景に複合的な差別を受けている女性が存在していることに配慮し、相談員に複合差別についての研修の必要性を入れていただきたい。	いただいた御意見により、より適切な表現に修正しました。

5 同和問題(部落差別)

主な意見	県の考え方(案)
<p>同和問題を、半世紀前の同和対策審議会答申にあるように、「重大な社会問題」と表現することは、半世紀に及ぶ国民の努力や行政の取り組みなどを軽視している。</p>	<p>いただいた御意見により、より適切な表現に修正しました。</p>
<p>「県民意識調査」に触れているが、ここでは9.9%の回答である「できるだけつきあいは避けていく」とわざわざ表記しているが、肯定的回答が無視され、1割の人の否定的回答が異常な形で取り上げている。結婚に際しての記述でも、肯定的回答を無視し否定的回答を記述している。</p>	<p>いただいた御意見により、より適切な表現に修正しました。</p>
<p>ネット上の部落問題に関する情報は、多くの点で誤っており、部落差別や偏見を助長する。特に否定的・暴力的な情報に出会ってしまったときに、その情報に負けない情報リテラシー教育を学校教育の中で位置づけることを期待したい。</p> <p>差別書き込み等を取り締まるネットパトロールを実施し、差別書き込み等を見つけたら削除要請、HPの管理者に通報するなどの対応を行動計画に取り入れていただきたい。</p> <p>県民が正しく理解し、人権感覚を高めることのできる教育啓発の進め方を、意識向上のための数値目標を定めるなどして進めていく必要があると思われる。</p>	<p>御意見については、「9インターネットによる人権侵害、(2)施策の方向」ですでに盛り込まれており、御意見の趣旨を踏まえ、他の重要課題と同様に、引き続き取り組んでまいります。</p>
<p>部落差別解消推進法の制定により、同和問題(部落差別)の表記を部落差別(同和問題)に変更する必要があるのではないかと。</p> <p>本文の「同和地区」を「被差別部落」に変更していただきたい。</p>	<p>部落差別解消推進法の制定により同和問題から同和問題(部落差別)と表記を変更しております。</p>

<p>部落差別解消推進法4条（相談体制の充実）について、地域の実情に応じた展開を期待したい。</p> <p>「⑤隣保館活動の充実」で、隣保館を地域福祉計画の中に位置づける表記としていただきたい。</p> <p>また、「各地域の自治組織や文化・福祉・人権等の活動」という表現を、「各地域の自治組織や人権・福祉・文化等の活動を行っている民間団体（またはNGO、NPO）」としていただきたい。</p> <p>「⑤隣保館活動の充実」で書き出しに「部落差別解消のための拠点施設である」を追加していただきたい。</p>	<p>相談体制の充実については、「(2) 施策の方向、⑤隣保館活動の充実」の中で記載しました。</p> <p>いただいた御意見により、より適切な表現に修正しました。</p> <p>国の隣保館設置運営要綱に準じた記載としております。</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

6 外国人

主な意見	県の考え方（案）
<p>外国人への情報提供の充実として、多言語で情報提供することが求められおり、相談体制の充実、大災害時の外国人への情報提供等について整備していくべきである。</p>	<p>相談体制の充実については、県が設置する外国人相談窓口である、「多文化共生センター」について記載しました。また、大災害時の外国人への情報提供等については、災害時における体制整備である、「愛知県災害多言語支援センター」の運営訓練を記載しました。</p>
<p>特別永住者について、無理解や差別・偏見に対し理解と認識を深めるための計画の推進についての記述が、国や市町村との連携など一般的な表現に終わっているため不安を覚えざるを得ない</p>	<p>御意見については、「(1) 現状と課題」及び(2) 施策の方法⑤ヘイトスピーチ解消に向けた啓発の推進」ですでに盛り込まれており、御意見の趣旨を踏まえ、今後とも引き続き取り組みを進めてまいります。</p>

1 2 様々な人権をめぐる問題

主な意見	県の考え方（案）
<p>拉致問題は、政府が取り組むだけでなく、あらゆる世代において、市民一人ひとりが自らの問題として認識し、決して風化させることのないよう声を上げ続けられるように、積極的に啓発活動に取り組む必要がある人権問題です。拉致問題の理解促進のための教育・啓発の記載が必要だと考え、加筆していただきたい。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「1 2 様々な人権をめぐる問題」の中で、行動計画の趣旨に沿って、拉致問題について教育・啓発を進めてまいります。</p>
<p>職場や学園から、今や人権問題の最たるパワハラをなくして働くこと学ぶことの持続できる社会を求めます。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「1 2 様々な人権をめぐる問題」の中で、行動計画の趣旨に沿って、ハラスメントについて教育・啓発を進めてまいります。</p>
<p>災害に伴う人権問題の実行については、p. 38「計画の推進」を見ると、国や市町村との連携など一般的な表現に終わっているため不安を覚えざるを得ない。当事者の声をしっかり反映できる検討の場を設け、県独自に何が問題なのかを検証し、県でできることは進め、国に対し求めるべきことは求めるような取り組みをすべきである。</p>	<p>御意見の趣旨を踏まえ、「1 2 様々な人権をめぐる問題」の中で、行動計画の趣旨に沿って、災害に伴う人権問題についての的確に対応を進めてまいります。</p>

【その他の意見】

上記のほか、労働問題で「労働問題・労働条件に関する啓発」「過労死等防止のための啓発」、同和問題で「生活実態把握の施策展開」、「部落差別解消を踏まえた条例制定について」、いじめ問題について「いじめ防止の対策について」等の御意見をいただきました。

いただいた御意見については、今後の人権施策の参考とさせていただきます。